

京都市立塔南高等学校部活動運営方針

京都市立塔南高等学校

1 趣旨

本校は、「知性を尊び個性を伸長する教育を通して、高い学力と豊かな人間性を身に付けさせ、社会で活躍・貢献できる有為な人材を育成する。」ことを目標に、各教科の学習や特別活動、部活動や生徒の主体性を伸ばす活動など、様々な教育活動を展開している。

その中で部活動については、生徒が学年の枠を超えて活動し、仲間や指導者と密接に触れ合ながら、自主性・協調性を育むとともに連帯感・責任感などを醸成する場として重要な役割を果たしており、生徒のより良い学校生活を促し、生徒や保護者の学校への信頼感や期待感を高める効果ももたらしている。

また、京都市教育委員会から強化指定を受けている硬式野球部をはじめ、陸上競技部、吹奏楽部などの多くの部活動が、学業との両立を図りながら全国大会あるいはそれに準ずるレベルを目標に活動していることは、本校の特色の一つとなっている。

しかしながら、一般的に部活動については、適正・適切な休養を伴わない等、行き過ぎた活動によって、生徒の怪我やバーンアウトの発症、指導者の日常業務への影響や時間外勤務の常態化による心身の疲労など、様々な無理や弊害を生んでいるという課題も指摘されている。

そのような状況を改善し、今後の望ましい部活動の在り方を示すため、平成30年3月19日にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、10月1日には京都市教育委員会から「京都市立高等学校運動部活動ガイドライン」が示された。さらに、12月27日には文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」も示されたことも受け、平成31年3月20日には運動部及び文化部の部活動全体に係る「京都市立高等学校部活動ガイドライン」が改訂された。これらを踏まえ、各学校において部活動の在り方を検討し、部活動運営方針を策定することが求められている。

そのため、本校においても、生徒の健康と体力に一層配慮しながら、生徒の生活時間全体を考慮した活動時間を設定するとともに、指導者の時間外勤務の常態化を少しでも改善し、生徒も指導者も心身ともに健康で充実した状態で部活動を実施できるよう、新たに部活動運営方針を策定する。

については、近い将来に本校が移転・再編される新普通科系高校では、学業との両立を図りつつ、多様な部活動や生徒の主体的な活動が想定されており、本校はそこへ円滑に接続する必要があることも見据えながら、次の3つの基本方針に基づき、この部活動運営方針を定めることとする。なお、この部活動運営方針は、本校の全ての部活動について適用するものとする。

- (1) 生徒の怪我の防止や疲労回復に十分配慮した上で活動を充実させることができるように、一年を
例えば「試合期」、「充実期」、「休息期」に分けて活動の時間や内容にメリハリをつけるとともに、
積極的に休養日を設定する。
- (2) 各学科・コースが目指す進路目標を達成できるよう、生徒の家庭学習時間を十分に確保すると
ともに、生徒の家庭での生活や多様な活動に取り組む時間の確保にも配慮するなど、生徒の生活
時間全体を考慮した活動時間を設定する。
- (3) 指導者が、連日の長時間に及ぶ部活動の指導によって、授業や分掌の業務に影響を及ぼしたり、
時間外勤務の常態化によって心身の疲労を招いたりすることなく、教育活動により一層意欲を持
って取り組むことができるよう、また、それぞれの家庭や地域でも、その役割を十分果たすこと
ができるよう、適切な活動日や活動時間を設定する。

2 部活動の運営・指導について

各部においては、この部活動運営方針に基づき、活動方針や活動計画等を作成すること。

活動計画については、活動する日時、場所、内容等を記載することとし、年間計画と各月ごとの計画を策定し、指示された期日までに学校生活グループへ提出するとともに生徒や保護者に対しても十分に周知すること。その際、生徒が「部活動漬け」にならず、家庭学習時間を確保することはもとより、家庭や地域で様々なことを経験する時間も確保できるよう、生徒の生活時間全体を見通した計画を立てること。

その際には、効率的にトレーニング効果を得るために、疲労を回復する期間が必要であることから、「休養は練習の一部」という認識を持って練習計画を立てること。その際、指導の目標や内容を明確にし、一年を例えれば「試合期」、「充実期」、「休息期」に分けて活動の時間や内容にメリハリをつけ、参加する大会や発表会等も精選すること。

また、各部の顧問は、医学的な知見を伴った技術・健康指導ができるような指導者育成のための研修会に積極的に参加し、指導者としての知識の習得や指導力の向上に努めること。

3 部活動の適切な指導の在り方について

生徒が自主性や主体性を發揮できるよう、指導者は、活動目標や方針、練習のねらいや内容などを生徒に十分に理解させること。また、部活動を通じて生徒が自分の目標や課題、役割などを自ら設定し、達成や解決に向けた必要な取組を考え、実践する力を育むこと。

その際には、競技として勝利を目指し活動することを通して、向上心や達成感を育むだけでなく、スポーツ・芸術・伝統文化・学問などの楽しさや奥深さを味わうことで、生涯にわたってそれらに親しむ基礎を育むことを目指した指導を行うこと。

また、運営に当たっては、指導者本位の運営を行うのではなく、生徒とコミュニケーションを図りながらニーズや意見を把握し、生徒自身が、計画、実践、評価、改善に主体的に関与できるようにするとともに生徒の技能やニーズに応じて活動内容や練習場所などを工夫し、楽しく活動できる雰囲気づくりに努めること。

なお、高校生は心身の発達途上にあることや、発達には個人差があることを理解すること。また、成長期の女子に過剰なトレーニングを行うと、無月経を引き起こし、女性ホルモンの分泌が低下して骨の形成が妨げられるなど、深刻な影響を与えることを理解すること。

4 部活動の休養日や活動時間の設定について

「京都市立高等学校部活動ガイドライン」に示された休養日等の設定を適用し、休養日、活動時間の上下限については、下記のとおりとする。

- (1) 週当たり 1 日以上の休養日を設定すること。(月当たり 2 回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。)
- (2) 長期休業期間中の休養日は、学期中に準じた扱いとし、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。
- (3) 1 日の活動終了時刻は、生徒の家庭での学習や生活の時間を確保する観点から、遅くとも平日は 19 時 30 分まで、休業日は 17 時 30 分までとする。
- (4) 学校を開錠する時刻については、平日 6 時 30 分、休業日は 8 時とし、施錠する時刻については、平日は 20 時、休業日は 18 時 00 分とする。なお、開錠と施錠は警備用務員が行う。
- (5) 1 日の活動時間については、次のとおりとする。ただし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うとともに、活動の開始、終了時刻については生徒の登下校の状況等を考慮して、適切に設定すること。

平 日：19時30分までのうち、長くとも3時間程度（20時学校施錠）
休業日：17時30分までのうち、長くとも4時間程度（18時学校施錠）
※いずれも、準備や片付けの時間や校外への移動時間等は活動時間に含めない。

- (6) 朝の時間帯に活動を行う場合は、遠方から通学している生徒もいることを考慮し、生徒の自主的な練習に限ることとする。活動が可能な時間帯は、平日は7時から8時15分まで、休業日は7時から8時まで（グラウンド、新グラウンド、東館に限る）とする。なお、生徒の自主的な練習においても、顧問が指導にあたることとし、1日の活動時間に含める。
- (7) 活動時間については、活動前後のグラウンド整備の時間や校外で活動する場合の移動時間などは含まないものとする。また、個別の生徒の活動時間帯が異なる場合でも、部全体としての開始時刻と終了時刻の間を活動時間として考えるものとする。
- (8) 定期考查1週間前から考查終了までは休養日とし、生徒の自主的な練習も行わないこととする。
ただし、公式戦直前の1週間前に限り、申し出があれば、放課後に90分までの活動を認める場合もある。なお、各部活動の特性に応じて、当該の1週間の中で活動を行う日と行わない日を設けるなどして、総時間数の上限を超えない範囲で、活動時間の配分を変更することは認める場合もある。
- (9) 別に定める「職員定時退勤日」においては、部活動を行わない。
- (10) 公式戦、発表会、遠征、合宿等（校内における対外試合等を含む）の活動については、例外として活動時間を延長することとする。ただし、その場合であっても、生徒の健康や体力に配慮した活動時間を設定すること。また、なるべく翌週などの早い時期（遅くとも1か月以内）に、延長した活動時間の分の休息の回復を行うこと。
なお、校外で活動する場合は、宿泊の有無や活動時間によらず、必ず「校外活動届」を提出すること。（活動時間を延長する場合は、校外活動届にその旨を明記するとともに、大会等の要項を添えて提出すること。）
- (11) 例外として活動時間を延長する場合、学校の開錠・施錠は、必要に応じて管理職から事前に鍵を借り受けて当該部活動の指導者が行う。なお、その場合でも、休業日の開錠する時刻は早くても7時とする。

5 事故防止の徹底について

部活動においては、生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具の準備や事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりが必要である。
そのためには、生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てるとともに、生徒自身が、教科等の授業で習得した安全に関する知識や技能を活用・発展させ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるよう指導すること。

もしも、やむを得ず顧問が活動に立ち会えない場合は、他の教職員と連携・協力したり、安全に十分留意した内容や方法をあらかじめ生徒に理解させたりした上で活動させること。その際、生徒に任せきりにはせず、聴き取りや部活動日誌などにより必ず活動内容を把握すること。

なお、人数や練習内容に応じて安全に活動できる場を確保すること。また、施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、正しい使用方法を指導すること。さらに、使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け及び移動時の安全指導なども十分に行い、定期的な安全確認を行うこと。

活動においては、開始・終了時の点呼、健康観察などを行うこと。また、個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておくこと。心疾患、腎疾患については、学校生

活管理指導表の指導区分を確認しておくこと。熱中症対策については、常に生徒の健康状態を観察し、水分補給や休息をこまめに行い、予防を徹底すること。湿度が高い日や温度変化の大きな時期、暑さに慣れていない時期などには、特に注意すること。熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

6 事故等への適切な対応について

万が一、事故が発生した場合は、適切かつ速やかに対応できる校内体制を整えておくことが重要である。

事故が発生した場合には、指導者が他の教職員と連携・協力して、生徒の安全確保や応急手当などの適切な対応を行うこと。なお、事故により救急搬送した場合や、頭部や腹部を強打した場合は、速やかに管理職へその旨を報告すること。

さらに、緊急対応に必要な知識を確認するため、応急手当や救命措置についての校内研修を毎年定期的に行い、全教職員が食物アレルギーに関わるアナフィラキシーへの対応や心肺蘇生法の正しい手順、A E Dの設置場所と使用方法を理解すること。また、脳震盪を受傷した恐れがある場合、直ちに活動から離れ、脳神経外科等の専門医の診断を受けさせること。

7 体罰等の禁止について

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではなく、いかなる場合も許されないものである。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

なお、体罰には、直接身体に危害を加えるものだけではなく、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅しあるいは威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為、身体や容姿に係ることや人格等を侮辱したり否定したりするような発言などによる精神的負荷を与えることも含まれることに留意すること。

8 部活動支援のための制度について

生徒数や施設、指導者などの諸条件により、やむを得ず、自校だけで十分な活動環境を整えることができない場合は、外部から指導者を招聘するなどして、生徒の充実した活動を保証することが望ましい。

外部の指導者を活用する制度には次のようなものがある。これらの制度により、外部指導者を配置した際は、顧問は日常的に外部指導者と連携し、安全管理等が外部指導者任せにならないよう留意すること。

- ・部活動指導員

生徒が専門的な技術指導を受けられると同時に、教員の負担軽減を図ることができるよう、顧問に替わって指導や引率をすることができる。

- ・外部コーチ

専門的な技術を指導できる顧問を確保することが困難な場合や、施設や部員数の都合で複数の指導者が必要な場合などに、生徒が安全で充実した指導を受けることができるよう、また教員の負担軽減のために指導の補助をすることができる。

- ・学生ボランティア

一人一人の生徒に対するきめ細かな指導の充実を図ることができるよう、大学等との連携の下、教職を目指す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、生徒の活動の支援を行うことができる。